



奈良県

保育士の資格を活かませんか！



保育士就職準備金貸付事業

これから

「保育士として働く」
を後押し

もう一度

- 就職に必要な費用（**最大40万円**）を**無利子**でお貸しします。
- 奈良県内の保育所等で、2年間引き続き児童の保護等の業務に従事した場合、**返還の債務を免除**されます。

対象となる方

<下記①②のいずれにも該当する方>

- ① 保育士として2021年4月1日以降、**新たに**奈良県内の保育所等（裏面参照）で**週20時間以上**勤務する方。

※但し、保育士修学資金貸付事業における就職準備金加算を受けた方を除きます

- ②奈良県内の以下の施設又は事業を離職した方、または勤務経験がない方。
ア 保育所及び幼保連携型認定こども園／イ 家庭的保育事業／ウ 小規模保育事業
エ 事業所内保育事業／オ 幼稚園

貸付人数

10名（予定人数に達しましたら受付を終了します。）

連帯保証人

1名必要

※同一世帯以外の成年者（概ね65歳未満）で独立した生計を営む者

資金の用途

就職による転居費用・礼金・手数料、被服費、復帰するための研修費、通勤用自転車等の購入費、子どもの保育所利用の費用、子どもの預け先を探す活動費等

問合せ先

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
〒634-0061 橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター内
貸付事業全般の問合せ先：生活支援課（0744-29-0100）
申請書の提出先：奈良県福祉人材センター（0744-29-6114）
◆詳細はHPで！ → <http://www.nara-shakyo.jp/publics/index/205/>

返還の債務の免除規定に該当する「保育所等」（就職準備金貸付要綱第2条第1項第2号及び就職準備金貸付細則第2条関係）は以下のとおりです。

1 従事区域
奈良県内
2 従事先施設（保育所等）
<p>要綱第2条第1項第2号に規定する「保育所等」とは、次の各号に掲げる施設とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 児童福祉法第7条に規定する「保育所」2) 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの<ul style="list-style-type: none">・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設・ 下記の3)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設3) 認定こども園法第2条第6項に規定する「認定こども園」4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの<ul style="list-style-type: none">・ 家庭的保育事業（法6条の3の第9項）・ 小規模保育事業（法6条の3の第10項）・ 居宅訪問型保育事業（法6条の3の第11項）・ 事業所内保育事業（法6条の3の第12項）5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの6) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの7) 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設8) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団における単独保育施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設9) 企業主導型保育事業
3 業務内容
児童の保護等に従事するもの